

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(9)  
(政府による避難指示区域内の状況等について)

平成28年12月8日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議3係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚村友博



同 岡内真哉



同 永岡秀一



同 永井翔太郎



## 目 次

第1	はじめに .....	5
第2	避難指示区域とは .....	5
第3	避難指示区域に該当する市町村（既に解除されたものも含む。） .....	8
1	総論 .....	8
2	大熊町 .....	8
3	富岡町 .....	9
4	双葉町 .....	10
5	浪江町 .....	11
6	葛尾村（避難指示区域の指定が一部解除） .....	12
7	飯舘村 .....	12
8	川俣町 .....	13
9	南相馬市（避難指示区域の指定が一部解除） .....	13
10	川内村（避難指示区域の指定は既に解除） .....	15
11	田村市（避難指示区域の指定は既に解除） .....	16
12	檜葉町（避難指示区域の指定は既に解除） .....	17
13	避難指示解除の要件 .....	18
第4	避難指示区域内において許容されている活動等 .....	19
1	避難指示解除準備区域 .....	19
2	居住制限区域 .....	20
3	帰還困難区域 .....	21
第5	避難指示区域内での活動再開の状況 .....	21
1	米の作付等の状況 .....	21
2	大熊町における活動再開の状況 .....	22
3	富岡町における活動再開の状況 .....	23

4	双葉町における活動再開の状況	23
5	浪江町における活動再開の状況	24
6	葛尾村（避難指示区域の指定が一部解除）における活動再開の状況	25
7	飯舘村における活動再開の状況	25
8	川俣町における活動再開の状況	26
9	南相馬市（小高区）の活動再開の状況	27
10	川内村（避難指示区域の指定は既に解除）の活動再開の状況	27
11	田村市（避難指示は既に解除）の活動再開の状況	28
12	楡葉町（避難指示区域の指定は既に解除）における活動再開の状況	30
13	常磐自動車道の全線開通	31
14	小括	32
第6	帰還困難区域以外の避難指示区域における特例宿泊及び準備宿泊の実施	32
1	特例宿泊	32
2	「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）	33
3	「ふるさとへの帰還に先だつ長期の宿泊」（長期宿泊）	34
第7	避難指示区域における除染の取組	34
1	避難指示区域における除染の実施状況	34
	（1）避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象とした除染実施	35
	（2）除染等工事の発注率	35
	（3）面的除染の実施が終了した市町村等	35
	（4）宅地等の除染が終了した市町村	36
	（5）小括	37
2	除染で取り除いた土壌等の処理の流れ	37
	（1）仮置場での保管	37
	（2）除染現場での保管	38

(3) 仮置場等での保管状況 .....	38
3 中間貯蔵施設 .....	39
第8 空間放射線量の状況 .....	39
第9 各自治体における復興計画 .....	49

## 第1 はじめに

本準備書面は、政府による避難指示の対象となっている避難指示区域（避難指示解除準備区域，居住制限区域及び帰還困難区域を指す。）について，その指示の考え方及び避難指示区域内の現在の状況等について明らかにするものである。

なお，訴状によれば，本件訴訟における原告ら247名（ただし，左記のうち第3次訴訟の原告ら4名は訴えを取り下げた。）のうち本件事故当時に避難指示区域に居住していたとされる原告は以下の10名である。

	原告らが主張する本件 事故当時の住所地	世帯人数
第一次訴訟の原告番号3の世帯	浪江町	2名
第一次訴訟の原告番号18の世帯	浪江町	2名
第二次訴訟の原告番号3の世帯	浪江町	3名
第二次訴訟の原告番号13の世帯	檜葉町	1名
第三次訴訟の原告番号40の世帯	富岡町	2名

本準備書面では，上記原告らの住所地にかかわらず，避難指示区域全体の現在の状況を明らかにする。

## 第2 避難指示区域とは

避難指示区域とは，避難指示解除準備区域，居住制限区域及び帰還困難区域の総称であり（中間指針第二次追補（乙D共5）の3頁参照），平成23年12月26日，政府の原子力災害対策本部より公表された「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙D共21）において，それ以前に指示がされていた警戒

区域及び計画的避難区域を見直し、避難指示区域を設定する際の基本的な考え方が、以下のとおり整理されている（乙D共21の7頁以下）。

#### ア 警戒区域の解除について

本件原発の半径20キロメートルに設定されている警戒区域は、同原発の状況が不安定な中であって、再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に設定されたものである。

事故収束に向けてのステップ2の完了により、本件原発の安全性が確認され、今後、本件原発から大量の放射性物質が放出され、住民の生命又は身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されることから、警戒区域は、基本的には解除の手続きに入ることが妥当である。

#### イ 避難指示解除準備区域

現在の避難指示区域のうち、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を「避難指示解除準備区域」に設定する。

同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策等、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域とする（乙D共21の8～9頁）。

#### ウ 居住制限区域

現在の避難指示区域のうち、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を「居住制限区域」に設定する。

同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧等を計画的に実施する。

また、同区域は、除染や放射性物質の自然減衰等によって、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとする（乙D共21の10頁）。

#### エ 帰還困難区域

居住制限区域の一部の地域においては、放射性物質による汚染レベルが極めて高く、避難指示の解除までに要する期間が長期にならざるを得ない地域が存在する。

こうした地域では除染の効果が限定的であり、また、周辺線量の高さから作業員の被ばく防護の必要性が高く、インフラ復旧についても広範かつ大規模な作業が困難である可能性が高い。

さらに、立ち入った際の被ばく管理及び放射性物質の汚染拡散防止の観点から、その境界において一定の物理的防護措置を講じるなど住民の立入りを厳しく制約せざるを得ない可能性が高い。

このため、長期間、帰還が困難であることが予想される区域を「帰還困難区域」として特定し、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を「帰還困難区域」に設定する（乙D共21の11～12頁）。

このような考え方にに基づき、その後、警戒区域及び計画的避難区域について、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域への見直しが行われている（その地理的状況の推移については、乙D共78及び乙D共79参照。直近の平成28年7月12日時点の状況については、乙D共80参照。）【CY：提出時に最新のものが更新されている場合は差し替え】

### 第3 避難指示区域に該当する市町村（既に解除されたものも含む。）

#### 1 総論

現在、避難指示区域に指定されている福島県内の市町村は、大熊町、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村（一部）、飯舘村、川俣町（一部）及び南相馬市（一部）である（乙D共80）。また、現在は避難指示区域の指定が解除されているものの、かつては、同指定を受けていた市町村として、田村市、楡葉町及び川内村がある。

上記市町村における現在の避難指示の具体的な対象区域は、政府（原子力災害対策本部）による「公示」（乙D共81の2頁以降）等において明らかにされているが、以下では、その概略について述べる（なお、森林管理署の管理区域については言及しない。）。

#### 2 大熊町

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避区域として指定した。これにより、大熊町の一部が屋内退避区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、大熊町の全域が政府による避難指示の対象とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより、大熊町の全域が警戒区域とされた（避難指示等の全体的推移については、被告東京電力共通準備書面（1）の16頁以下に記載）。

その後、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部により、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え



方及び今後の検討課題について」(乙D共21)が示され、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったため、それ以降順次、警戒区域及び計画的避難区域が、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直された。

大熊町については、全域が避難指示区域となっており、平成24年12月10日、中屋敷行政区が避難指示解除準備区域に、大川原1及び2行政区が居住制限区域に、野上1行政区等それ以外の地域が帰還困難区域に、それぞれ指定され(乙D共82の34～36頁)、現時点まで、見直し後の避難指示等は解除されていない。

### 3 富岡町

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避区域として指定した。これにより、富岡町の北部の一部が屋内退避区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、富岡町の全域が政府による避難指示の対象とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより、富岡町の全域が警戒区域とされた。

その後、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部により、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(乙D共21)が示され、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったため、それ以降順次、警戒区域及び計画的避難区域が、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直された。

富岡町については、全域が避難指示区域となっており、平成25年3月25日、仏浜行政区、栄町行政区等の全ての区域、上郡行政区等の一部の区域が避難指示解除準備区域に、小浜行政区、中央行政区等の全ての区域、新夜ノ森行政区等の一部の区域が居住制限区域に、小良ヶ浜行政区、夜の森駅前北行政区等の全ての区域、新夜ノ森行政区等の一部の区域が帰還困難区域に、それぞれ指定され、現時点まで、見直し後の避難指示等は解除されていない（乙D共82の13～32頁）。

#### 4 双葉町

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避区域として指定した。これにより、双葉町の海岸沿いの一部分が避難指示区域、残りの地域から田村市寄りの一部分を除いた区域が屋内退避区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、双葉町の全域が、政府による避難指示の対象とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより双葉町の全域が警戒区域とされた。

その後、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部により、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙D共21）が示され、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったため、それ以降順次、警戒区域及び計画的避難区域が、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に見直された。

双葉町については、全域が避難指示区域となっており、平成25年5月28日、大字両竹、大字中野及び大字中浜が避難指示解除準備区域、避難指示解除準備区域を除く町内全域が帰還困難区域に見直された(乙D共82の37頁)。

その後、双葉町については、上記見直し後の避難指示等が継続しており、現時点まで解除されていない。

## 5 浪江町

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避区域として指定した。これにより、浪江町の太平洋側の一部分が屋内退避区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、浪江町は、ほぼ半分が政府による避難指示の対象とされた。

政府は、平成23年3月15日に、屋内退避指示の対象となる区域を福島第一原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これによって、浪江町は、同日以降、本件原発の20キロメートル以上30キロメートル圏内の地域が屋内退避指示の対象となる区域に含まれることとなり、避難指示等の対象とされていないのは川俣町寄りの一部分のみとなった。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定するとともに、浪江町の本件原発から半径20キロメートル圏内を除いた区域を計画的避難区域に設定した。これにより、浪江町はその全域が警戒区域又は計画的避難区域とされた。

浪江町については、全域が避難指示区域となっており、平成25年4月1日、大字請戸、同中浜等の全ての区域が避難指示解除準備区域に、大字牛渡、同樋

渡等の全ての区域が居住制限区域に、大字酒井、同大堀等の全ての区域が帰還困難区域に見直された（乙D共82の38～39頁）。

その後、浪江町は、現在、上記見直し後の避難指示等が継続しており、見直し後の避難指示等は解除されていない。

## 6 葛尾村（避難指示区域の指定が一部解除）

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避区域として指定した。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、葛尾村の一部が政府による避難指示の対象とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより葛尾村の一部が警戒区域とされた。

葛尾村は、全域が避難指示区域となっていたが、平成25年3月22日、大笹行政区、大放行政区等の全ての区域、岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域が避難指示解除準備区域に、岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域が居住制限区域に、野行政区の全ての区域が帰還困難区域に、それぞれ指定された（乙D共82の40～46頁）。

その後、葛尾村において設定されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、平成28年6月12日午前0時をもって解除された（乙D共81の1頁）。

## 7 飯舘村

政府は、平成23年3月15日、本件原発の20キロメートル以上30キロ

メートル圏内を屋内退避区域に設定し、これにより飯館村の一部が屋内退避区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示されていた屋内退避の指示を解除し、同日、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定した。これにより、飯館村全域が計画的避難区域とされた。

飯館村は、全域が避難指示区域となっていたが、平成24年7月17日、八木沢・芦原行政区、大倉行政区等の全ての区域が避難指示解除準備区域に、草野行政区、深谷行政区等の全ての区域が居住制限区域に、長泥行政区の全ての区域が帰還困難区域に、それぞれ指定された（乙D共82の47～48頁）。

その後、平成28年6月17日、飯館村において設定されている居住制限区域及び避難指示解除準備区域については平成29年3月31日午前0時をもって解除されることとなった（乙D共83）。

## 8 川俣町

政府は、平成23年4月22日、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定した。これにより、川俣町の一部が計画的避難区域とされた。

川俣町は、平成25年8月8日、山木屋行政区のうちの一區、甲二区等の全ての区域が避難指示解除準備区域に、山木屋行政区のうち乙八区等の全ての区域が居住制限区域に、それぞれ指定されている（乙D共82の5～12頁）。

川俣町内の上記以外の区域は、本件事故後において何らかの政府指示の対象となっていない。

## 9 南相馬市（避難指示区域の指定が一部解除）

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出すとともに、半径3キロメートル以上10キロメートル

ル圏内を屋内退避区域として指定した。これにより、南相馬市小高区南部の一部が屋内退避区域として指定された。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、南相馬市小高区の全域及び原町区の一部が避難指示の対象とされた。

その後、政府は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これにより、原町区のうち本件原発の半径20キロメートル圏内を除いた地域及び鹿島区の一部が屋内退避指示の対象区域に含まれることとなった。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、南相馬市の一部で本件原発から半径20キロメートル以遠の区域を計画的避難区域、南相馬市の一部で本件原発から半径20キロメートル以遠の区域を緊急時避難準備区域に設定した。これにより、南相馬市は、小高区の全域と原町区の一部が警戒区域とされたほか、その他の一部が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域とされたが、その後、緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日に解除され、その後は避難指示等の対象となっていない。

その他、南相馬市は、平成23年3月16日、独自の判断に基づき、同市内に居住する住民に対して一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援したが、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日には、引き続き警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に指定された区域を除く南相馬市内の区域から避難していた住民に対して、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解を示した（乙D共1の8頁参照）。

このように南相馬市は全域が政府又は市による避難指示等の対象とされたため、中間指針追補において、南相馬市は自主的避難等対象区域とはされていない。

また、南相馬市原町区及び鹿島区の一部について、平成23年7月21日以降、142地点、153世帯が特定避難勧奨地点に指定された。特定避難勧奨地点の指定は、いずれも平成26年12月28日に解除された。

その後、南相馬市の警戒区域及び避難指示区域は、平成24年4月16日、小高区片草等の区域の全て及び原町区雫の字袖原等の区域の一部が避難指示解除準備区域に、小高区神山の字鯖沢等の区域及び原町区片倉の字行津等の区域が居住制限区域に、小高区金谷の字小畑、字ドウケ、字出戸間船及び字野中の区域が帰還困難区域に、それぞれ指定された（乙D共82の2～4頁）。

その後、平成28年5月31日、南相馬市において設定されていた居住制限区域（小高区神山の字鯖沢等の区域及び原町区片倉の字行津等の区域）及び避難指示解除準備区域（小高区片草等の区域の全て及び原町区雫の字袖原等の区域の一部）は、平成28年7月12日午前0時をもって解除されている（乙D共81）。

#### 10 川内村（避難指示区域の指定は既に解除）

政府は、平成23年3月12日に、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、同月15日に、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これらの結果、同月15日以降、川内村全域が避難指示の対象の区域又は屋内退避区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定するとともに、本件原発から半径20キロメートル圏内の区域を除く川内村の全域を緊急時避難準備区域に設定した（乙D共16）。これにより、川内村はその全域が警戒区域と緊急時避難準備区域になった。

このうち緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日をもって解除され（乙D共17）、その後は避難指示の対象となっていない。

その後、川内村内の警戒区域については、平成24年4月1日、避難指示解除準備区域及び居住制限区域とされたが、平成26年10月1日には、このうちの避難指示解除準備区域について避難指示が解除され、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された（乙D共84の1ないし3）。

これにより、川内村の大字下川内の字貝ノ坂及び字荻の全ての区域が避難指示解除準備区域に指定されたが（乙D共82の33頁）、同指定は平成28年6月14日午前0時をもって解除され、これにより川内村における避難指示区域の指定はすべて解除された（乙D共81の1頁）。

また、川内村の一部（1地点1世帯）が特定避難勧奨地点に指定されたが、同指定は平成24年12月14日をもって解除されている（乙D共19の7、19の8）。

#### 1.1 田村市（避難指示区域の指定は既に解除）

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し、これにより、田村市都路町古道が、政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更した。これにより、田村市においては、都路町古道が避難指示区域、都路町岩井沢、常葉町堀田、常葉町早稲川、常葉町小松山、滝根町神俣及び船引町横道が屋内退避指示の対象とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、本件原発から半径20キロメートル圏内の区域を除く田村市の一部を緊急時避難準備区域に設定した。これにより、田村市については、都路町古道が警戒区域とされ、都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根から警戒区域を除く区域が緊急時避難準備区域とされたが（乙D共16）、緊急時



避難準備区域の指定は平成23年9月30日に解除され（乙D共17），その後は避難指示の対象となっていない。

田村市においては，平成24年4月1日以降，本件原発から半径20キロメートル圏内に位置する都路町古道の一部の区域が避難指示解除準備区域に指定されていたが（乙D共85の1），平成26年4月1日をもって，同指定は解除されており（乙D共85の2），現在は避難指示の対象となっていない。

上記以外の田村市内の区域は，本件事故後において何らかの政府指示の対象となっていない。

## 1 2 檜葉町（避難指示区域の指定は既に解除）

政府は，平成23年3月12日，避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更し，これにより，檜葉町は，一部を除いてほぼ全域が避難指示区域とされた。

政府は，平成23年3月15日，屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内に変更し，これにより，同日以降，檜葉町の全域が，避難指示の対象の区域又は屋内退避区域とされた。

政府は，平成23年4月22日，本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定するとともに，檜葉町で本件原発から半径20キロメートル圏外の区域を緊急時避難準備区域に設定した。これにより，檜葉町の大半が警戒区域とされるとともに，その余は緊急時避難準備区域とされた。

緊急時避難準備区域の指定は，平成23年9月30日をもって解除され，その後は避難指示の対象となっていない。

その後，檜葉町においては，平成24年8月10日以降，本件原発から半径20キロメートル圏内に位置する檜葉町井出等の区域が避難指示解除準備区域に指定されていたが（乙D共86），平成27年9月5日をもって，同指定は

解除されており（乙D共82の1頁），同日以降は檜葉町における政府避難指示はすべて解除されている。

### 1.3 避難指示解除の要件

避難指示区域に指定されている又はかつて指定されていた市町村の指定の状況については、現時点においては、上記のとおりである。

政府による避難指示の解除（＝避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙D共21の8頁，乙D共87の2の7頁参照）。

前述のとおり、避難指示解除準備区域は「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」とされ（乙D共21の8頁），放射線量の水準が低減していると解される地域であり，その上で，除染，インフラ復旧等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施することにより，一日も早い住民の帰還を目指すものとされている（乙D共21の8頁）。

また，居住制限区域についても，計画的に除染を実施し，住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には，避難指示解除準備区域に移行することが予定されている。

したがって，上記で述べたとおりの避難指示区域の指定については，今後の復旧・復興への取組状況に基づいて，今後も引き続き，その解除及び指定内容の変更が行われることが見込まれている。

#### 第4 避難指示区域内において許容されている活動等

現在、避難指示区域内で実施することができる活動及びできない活動等を整理すると、以下のとおりである（乙D共88）。

##### 1 避難指示解除準備区域

避難指示解除準備区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。

ア 主要道路における通過交通

イ 住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）

ウ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）

エ 復旧・復興に不可欠な区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド等）

オ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業（小規模小売店、食堂、診療所等については、防災・防犯等に留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができるとされている。）

カ 製造業等居住者を対象としない事業

キ 営農・営林

ク 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本

区域内での宿泊者（特例宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、避難指示解除準備区域内ではできないとされている。

なお、立入りに当たってはスクリーニングや線量管理等は原則として義務付けられていない（以上、乙D共88の3～4頁参照）。

## 2 居住制限区域

居住制限区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。

ア 主要道路における通過交通

イ 住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）

ウ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）

エ 復旧・復興に不可欠な事業、復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業、製造業等居住者を対象としない事業、営農のうち、別途の手続きによって例外的に認められたもの

オ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本区域内での宿泊者（特例宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、居住制限区域内ではできないとされている。

なお、居住制限区域においても、立入りに当たってはスクリーニングや線量

管理等は原則として義務付けられていないが、居住制限区域においては、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域もあることから、そのような地域では、不要不急の立入は控え、用事が終わったら速やかに退出するよう呼びかけられている（以上、乙D共88の4頁参照）。

### 3 帰還困難区域

帰還困難区域は、住民の方々に対して避難の徹底を求める区域とされているが、例外的に、住民の方の意向に配慮した形での一時立入りが可能であるとされている（引越業者や修繕等業者の帯同も可能。）。また、一定の要件に該当する場合は指定された帰還困難区域内の道路を通過することができ、さらに、復旧・復興に不可欠な事業であって別途の手続きにより認められたものを実施することができるものとされている（ただし、一定の行政上の手続きが必要とされている。）（以上、乙D共88の5頁参照）。

## 第5 避難指示区域内での活動再開の状況

上記第4で述べたとおり、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心として、避難指示区域の見直し時点以降、事業活動を含む活動が一部実施可能となっていることから、事業活動を含む諸活動が再開されつつある（乙D共87の1ないし5）。

### 1 米の作付等の状況

避難指示区域内における米の作付等については、農林水産省の定めた「米の作付等に関する方針」（乙D共89の1の2枚目）において、（ア）帰還困難区域においては、稲の作付・営農を行うことはできないとされ（作付制限）、（イ）居住制限区域においては、一般の生産者の作付けはできないが、可能な範囲で除染後農地の保全管理や市町村の管理下での試験栽培を行うものとされ

(農地保全・試験栽培)，(ウ)避難指示解除準備区域においては，営農の再開が可能であり，農地の除染等の状況に応じ，県及び市町村が管理計画を策定し，作付再開に向けた実証栽培等を行うことができるものとされている(作付再開準備)。

平成27年産米の作付については，富岡町及び大熊町の居住制限区域，大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域において，上記(イ)の農地保全・試験栽培の実施が行われることとなっており，また，檜葉町全域，南相馬市，川俣町，富岡町，川内村，浪江町，葛尾村及び飯舘村の各避難指示解除準備区域，南相馬市，川俣町，浪江町，葛尾村及び飯舘村の各居住制限区域においては，上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階に入っている。さらに，川内村内の平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の指定が解除された区域においては，管理計画に基づき，吸収抑制対策等を実施し，全量管理・全袋検査をした上で，順次出荷するものとされている(全量生産出荷管理)(以上，乙D共89の1の3枚目参照)。

平成28年産米の作付については，「27年産以降の米の作付等に関する方針」(乙D共89の1)のもとで，福島県の関係市町村の意向を踏まえ，避難指示区域等における「作付制限」，「農地保全・試験栽培」，「作付再開準備」及び「全量生産出荷管理」の対象地域が設定された結果，川内村内の平成26年10月1日に避難指示解除準備区域の指定が解除された区域がこれらの対象地域から外れ，檜葉町の全域(平成27年9月5日に避難指示が解除された区域)が，「作付再開準備」から「全量生産出荷管理」に変更された(乙D共89の2)。

## 2 大熊町における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている大熊町においても，避難指示解除準備区域及び居住制限区域において，以下のとおり，事業活動を含む活動が再開さ

れつつある（乙D共87の4及び5）。

ア 平成27年3月，本件原発の作業員約3000人分の食事を提供する給食センターが稼働を開始している。

イ 平成27年12月，大熊町ふるさと再興メガソーラー発電所において発電を開始している。

ウ 平成29年度に，燃料デブリや放射性廃棄物などの性状把握，処理・処分技術の開発などを実施する放射性物質分析・研究施設の運用開始を目指している。

### 3 富岡町における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている富岡町においても，避難指示解除準備区域及び居住制限区域において，以下のとおり，事業活動を含む活動が再開されつつある（乙D共87の4及び5）。

ア 平成27年8月，JAEA廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の立地が決定した。

イ 平成27年10月，町役場（檜葉分室）及び警察（道の駅ならば）の一部機能を町内に移転した。

ウ 平成27年10月，交流サロンが開設された。

エ 平成28年10月，町内に診療所（町立とみおか診療所）が開所された。

オ 平成28年11月，複合商業施設が開設された（平成28年11月，一部オープン，平成29年4月，フルオープン予定）。

### 4 双葉町における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている双葉町においても，避難指示解除準備区域において，平成27年8月，双葉町ふれあい広場（一時帰宅者用休憩施設）

がオープンするなど（乙D共87の4及び5），事業活動を含む活動が再開されつつある。

## 5 浪江町における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている浪江町においても，避難指示解除準備区域及び居住制限区域において，以下のとおり，事業活動を含む活動が再開されつつある（乙D共87の4及び5，乙D共90の1及び2，乙D共91，乙D共92の12～13頁，乙D共93）。

ア 平成27年7月15日時点で，浪江町内において，所定の手続きを経て事業を再開している事業所は，平成26年8月27日に営業を再開したコンビニエンスストアを含めて，18事業者（22事業所）に上り，平成28年8月4日時点では，21事業者（39事業所）と更に増加している（その状況は浪江町ホームページで公開されている。）。

イ 浪江町においては，平成26年より，水稻の実証栽培を開始しており，全量全袋検査で全て基準値以下となっており，平成27年11月，浪江町産の米が震災後初めて販売されている。

ウ 野菜については，平成25年より試験栽培を開始しており，全14品目で安全が確認されている。

エ 花卉については，平成26年より実証栽培を開始しており，これまでトルコギキョウやリンドウが市場に出荷されている。

オ 平成26年10月，実証栽培が行われていた田において稲刈りが行われ，米が収穫されている。

カ 平成27年10月，「ふたば復興生コン」の落成式が行われた。

キ 平成28年10月，仮設商業施設が開設される予定である。

ク 平成29年3月，診療所が開設される予定である。



## 6 葛尾村（避難指示区域の指定が一部解除）における活動再開の状況

葛尾村の大笹行政区，大放行政区等の全ての区域，岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域が避難指示解除準備区域に，岩角行政区及び広谷地行政区の一部の区域が居住制限区域に指定されていたが，平成28年6月12日午前0時をもって，同指定は解除されている。葛尾村内においても，以下のとおり，事業活動を含む活動が再開されている（乙D共87の3ないし5）。

ア 平成28年3月1日，JA福島さくら葛尾支店が業務を再開した。

イ 平成28年3月30日，村内にカフェが新規開店した。

ウ 平成28年5月11日，葛尾村落合の宿泊交流館「みどりの里 せせらぎ荘」が再開した。

エ 平成28年6月から，地域福祉センターみどり荘がデイサービス等を再開し，葛尾村社会福祉協議会事務局に一部機能が同所に移転した。

オ 平成28年7月から，歯科医院が診療を再開した。

カ その他，少なくともガソリンスタンド2件及び自動車整備工場1件が再開している。

キ 現在，飲料水の安全・安心確保のために，井戸掘削等の対策を実施している。

## 7 飯舘村における活動再開の状況

全域が避難指示区域に指定されている飯舘村においても，避難指示解除準備区域及び居住制限区域において，以下のとおり，事業活動を含む活動が再開されつつある（乙D共87の4及び5，乙D共94，乙D共95の1及び2）。

ア 平成27年9月1日時点で，飯舘村内において，所定の手続きを経て事

業を再開している事業所は、合計49事業所（居住制限区域内に47事業所、避難指示解除準備区域内に2事業所）に上っている（その状況は飯舘村ホームページで公開されている。）。

イ 飯舘村においては、避難指示の解除を見越して、旧公民館跡地に「飯舘村交流センター（仮称）」の建設が始まっており、隣接する草野向押地区では平成27年も米の作付の実証実験が行われている。

ウ 深谷地区に村内復興拠点エリアが整備され、大規模太陽光発電施設が完成し、平成28年6月1日に竣工している。

エ 今後、道の駅「までい館」、住宅エリアと順に整備される予定である。道の駅「までい館」は、平成29年3月の完成を目指して建設準備が進められている。

オ 平成27年11月、蕨平仮設焼却施設の火入れ式が実施された。

カ 平成28年7月1日、村役場本庁に役場機能が戻り、業務が開始された。

キ 平成28年9月1日、いいたてクリニックが診療を再開した。

ク 平成27年10月、幼稚園・小中学校について平成29年4月からの村内で再開する方針を発表した。

## 8 川俣町における活動再開の状況

川俣町の山木屋行政区のうちの一區、甲二区等の全ての区域が避難指示解除準備区域に、山木屋行政区のうち乙八区の全ての区域が居住制限区域に、それぞれ指定されているが、川俣町において、以下のとおりの取組が行われている（乙D共87の4及び5）。

ア 現在、飲料水の安全・安心確保のために、井戸掘削等の対策を実施している。

イ 平成27年8月末に警察の駐在所が日中の業務を再開した。また、平成28年3月には夜間の常駐体制を再開した。

#### 9 南相馬市（小高区）の活動再開の状況

南相馬市において設定されていた居住制限区域（小高区神山の字鯖沢等の区域及び原町区片倉の字行津等の区域）及び避難指示解除準備区域（小高区片草等の区域の全て及び原町区雫の字袖原等の区域の一部）については、平成28年7月12日午前0時をもって、同指定は解除されている。この避難指示解除に当たっては南相馬市（小高区）において、以下のとおり、事業活動を含む活動が再開されつつある（乙D共87の3ないし5，乙D共96の11頁）。

ア 平成27年8月15日時点で、小高区内の事業所数（総数488）のうち、210事業所が再開しており、そのうち、44事業所が小高区内で事業を再開している。

イ 平成27年4月に小高病院が診療を再開している。

ウ 平成27年9月、「東町エンガワ商店」が開店している。

エ JR常磐線の再開に向けて必要な取組が実施されており、JR常磐線の原因ノ町駅から小高駅間が避難指示解除後に再開した。

#### 10 川内村（避難指示区域の指定は既に解除）の活動再開の状況

川内村の大字上川内及び同下川内の一部の区域については、避難指示解除準備区域に指定されていたが、平成26年10月1日をもって、同指定は解除され、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された（乙D共84の1ないし3）。その後、当該避難指示解除準備区域の指定は平成28年6月14日に解除された（乙D共81の1頁）。川内村において、以下のとおりの取組が行

われている（乙D共87の2，乙D共87の4及び5，乙D共97の1及び2，乙D共98，乙D共99）。

ア 有田焼の技術を応用した蓄光素材でものづくり日本大賞を受賞した企業や野菜工場が進出済みであり，旧避難指示解除準備区域内の新たな工業団地を含めて，さらに7社が川内村への進出を予定している。

イ 町役場は，平成24年3月26日に本庁舎での業務を再開している。

ウ 農産物等直売所，コンビニエンスストア店舗，川内郵便局，上川内郵便局，JAふたば川内支店，郡山信用金庫が営業を再開している。

エ かわうち保育園，川内小学校，川内中学校はいずれも再開している。

オ 川内村国保診療所が営業を再開している（内科・歯科は常設。整形外科週1回，心療内科月1回，眼科月1回。本件事故前は内科・歯科のみ。）。

カ 保険福祉医療複合施設ゆふねにて介護保険サービスが再開している。

キ 長崎大学の協力により放射線リスクコミュニケーションを各家庭で実施している。

ク 「特別養護老人ホームかわうち」が平成27年11月に開所し，平成28年4月時点で74名が利用している。

ケ 平成28年3月15日，コンビニや惣菜店等の商業施設「YO-TASHI」が開店している。

コ 平成28年4月に室内型村民プールがオープンしている。

サ 新たな災害公営住宅の整備を行い，平成27年6月より入居が開始している。

#### 1.1 田村市（避難指示は既に解除）の活動再開の状況

田村市においては，前述のとおり，平成26年4月1日をもって避難指示解除準備区域の指定が解除されているが，田村市において，以下のとおりの取組

が行われている（乙D共87の1及び2，乙D共87の4及び5，乙D共100の1及び2）。

ア 平成23年7月より，都路診療所が再開されている。

イ コンビニチェーンの移動販売が平成25年9月に開始している。

ウ 平成26年4月に，仮設商業店舗（D o m o）が開業し，都路こども園，古道小学校，岩井沢小学校及び都路中学校が本校舎での授業を再開し，デマンド型の乗合タクシーも営業を開始している。また，県立船引高等学校は通常どおり開校している。

エ 都路診療所，歯科診療所は再開済みであり，夜間でも診療可能な田村地方夜間診療所が船引町に開設されている。

オ 古道・岩井沢地区に公設民営の商業施設が2店舗営業しており，また，平成27年1月には都路地区にコンビニチェーンが出店し，同年10月には船引町でJ Aたむら農産物直売所が営業を開始している。

カ 平成25年1月10日，新庁舎の建設工事に着工し，平成26年10月に工事が竣工した。平成27年1月5日，新庁舎での業務が開始された。

キ 平成27年10月21日，船引町の288号沿いにJ Aたむら農産物直売所がオープンした。

ク 特別養護老人ホーム「都路まどか荘」が再開しており，聖オリオンの郷，桜美苑の介護施設も事業継続している。

ケ 平成27年10月以降，本件事故の影響で閉鎖していた中央化学東北工場が操業を再開している。

コ 平成27年11月以降，都路地区の仮設商業施設「D o m o（ど～も）古道店」で農産物の試験販売を開始している。

サ 6次化産品開発・販売の一貫として，平成28年3月24日，卵・えごまのスイーツの販売店（都路スイーツゆい）が開店した。

シ JR磐越東線，福島交通バスが通常運行している。

## 1.2 檜葉町（避難指示区域の指定は既に解除）における活動再開の状況

檜葉町においては，平成24年8月10日以降，本件原発から半径20キロメートル圏内に位置する檜葉町井出等の区域が避難指示解除準備区域に指定されていたが（乙D共86），平成27年9月5日，同指定は解除されている（乙D共82の1頁）。檜葉町においては，復興加速・帰還に向けて，以下のとおりの取組が行われている（乙D共87の2ないし5，乙D共101の1及び2，乙D共102の1及び2）。

ア 平成26年6月1日より，檜葉町役場において一部業務が開始されている。

イ JR常磐線（広野～竜田間）が平成26年6月から運行を再開している。

ウ 平成26年7月末より，飲食・小売業の町内3事業者による仮設商業施設「ここなら商店街」が開設されている。また，平成27年7月から，町内スーパーによる宅配サービスが開始されている。

エ 住宅再建に向けた環境作りとして，平成26年8月よりネズミ・害虫駆除や家屋内清掃への支援事業が開始されている。

オ 平成26年9月から，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「檜葉遠隔技術開発センター」の建設が開始され，平成27年10月19日に開所した。

カ 平成26年10月以降，半壊以上の家屋の解体を実施している。

キ 平成27年9月19日，レストランを兼ね備えた宿泊施設と露店風呂がある町営の温浴施設「しおかぜ荘」がリニューアルオープンした。

ク 平成27年9月，ここなら商店街のブイチェーンネモトにおいて，生鮮食料品の品揃えが大幅に拡充された。

- ケ 平成27年10月19日、本件原発の廃炉を円滑に進めていくための試験設備として、遠隔技術開発センターが開所し、平成28年4月より本格運用を開始した（イノベーション・コースト構想）。
- コ 平成27年10月、檜葉町内下小埜地区（国道6号沿い、木戸川橋手前）で、ゆずの実証栽培が開始された。
- サ 平成27年10月、木戸川漁協のサケ漁が再開された。釣り愛好家によるサケ釣りも再開された。
- シ 平成27年10月、ときクリニックが診療を再開した。
- ス 平成27年11月、デイサービスセンターやまゆり荘が再開した。
- セ 平成28年2月1日、福島県立大野病院附属ふたば復興診療所（通称「ふたばりカーレ」，内科，整形外科）が開所した。
- ソ 平成28年3月，JA福島さくら檜葉町支店が営業を再開した。
- タ 平成28年3月24日，住鋳エナジーマテリアル株式会社が工業団地内に生産拠点を竣工し，47名の地元出身者を新たに採用した。
- チ 平成28年3月30日，特別養護老人ホームリリー園が再開した。
- ツ 平成28年4月21日，東邦銀行の檜葉町支店が営業を再開した。
- テ 平成28年7月に蒲生歯科医院が診療を再開した。
- ト 平成28年10月12日までに，複数の飲食店，ガソリンスタンド2店舗，24時間営業のコンビニエンスストア2店舗が営業を再開した。
- ナ 平成29年4月，あおぞらこども園（認定こども園）再開予定である。
- ニ 平成29年4月，檜葉北小学校，檜葉南小学校及び檜葉中学校が再開する予定である。

### 1.3 常磐自動車道の全線開通

平成27年3月1日に、従前不通となっていた常磐富岡インターチェンジと浪江インターチェンジ間（14.3キロメートル）が開通することにより、常

磐自動車道が全線開通するに至っている。

これにより、開通後1週間において、並行する一般道である国道6号線の交通量が最大で3割程度減少したとされており、交通の利便性が改善されていると考えられる（乙D共103）。

#### 1.4 小括

以上のとおりであり、避難指示区域内においては、自治体の置かれた状況等による程度の相違はあるものの、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、避難指示の解除をにらんでの営農その他の事業活動が一部で再開され、又はその準備が進みつつあり、また避難指示区域の周辺区域（避難指示区域の指定が既に解除された区域も含む。）の復興の取組とも相俟って、生活環境の復旧・復興のための取組が始まっているものである。

### 第6 帰還困難区域以外の避難指示区域における特例宿泊及び準備宿泊の実施

#### 1 特例宿泊

政府（原子力災害対策本部）においては、平成24年12月29日より、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として、対象市町村の要望を踏まえて、原則として宿泊ができない避難指示区域内において特例で宿泊することを認める特例宿泊を実施している。

これまで、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆、お彼岸の時期等、合計18回行われており、平成26年からは、夏季及び年末年始には、それぞれ最大29泊30日の特例宿泊が認められ、ゴールデンウィーク並びに春及び秋のお彼岸には、それぞれ最大15泊16日の特例宿泊が認められている。

また、平成27年夏季においては、飯舘村、南相馬市、川俣町、川内村及び葛尾村については、最大44泊45日の特例宿泊が認められている。



これまで特例宿泊の実績は、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、川内村、田村市及び檜葉町を対象として実施されており、例えば、平成26年夏季には、6市町村において合計730世帯（2253人）が、平成26年末からの年末年始には、6市町村において合計640世帯（1990人）が、平成27年夏季には、5市町村において合計554世帯（1727人）が、それぞれ特例宿泊の登録をしている。また、平成28年春のお彼岸以降、富岡町及び大熊町における特例宿泊も行われている（以上、乙D共104の1及び2）。

## 2 「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）

「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（準備宿泊）とは、避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を可能とするため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望する住民の方々について、登録手続を経た上で特例的に可能にするものである（乙D共105）。

既に田村市では、平成25年8月1日から平成26年3月31日まで（同年4月1日に解除）、川内村では、平成26年4月26日から同年9月30日まで（川内村の大字上川内及び同下川内の一部の区域について同年10月1日に解除）、檜葉町では、平成27年4月6日から同年9月4日まで（同年9月5日に解除）、それぞれ、避難指示解除に先立って、準備宿泊が実施されている。

また、現在の避難指示区域のうち、川俣町の避難指示区域、南相馬市の避難指示区域（帰還困難区域を除く。）及び葛尾村の避難指示区域（帰還困難区域を除く。）では、いずれも平成27年8月31日から同年11月30日まで、川内村の避難指示区域では、平成27年11月1日から平成28年1月31日までの3か月間の準備宿泊が実施されている（以上、乙D共106の1ないし4）。

さらに、富岡町の避難指示区域（帰還困難区域を除く。）については、平成

28年9月17日から翌年年明け以降の避難指示解除までの間、準備宿泊を実施することが公表されている（乙D共106の5）。

### 3 「ふるさとへの帰還に先だつ長期の宿泊」（長期宿泊）

「ふるさとへの帰還に先だつ長期の宿泊」（長期宿泊）とは、避難指示解除の時期を定めた上で、解除後の本格的な復興に先んじた準備（自宅の清掃、営農や事業再開の準備など）を行うため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望される住民の方々について、登録手続を行っていただいた上で特例的に可能にするものである（乙D共107）。飯館村の避難指示区域（帰還困難区域を除く。）では、平成28年7月1日から避難指示解除まで継続して長期宿泊が実施される（乙D共108）。

## 第7 避難指示区域における除染の取組

### 1 避難指示区域における除染の実施状況

本件事故に起因する除染等のための取組に関しては、我が国の法令上、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日法律第110号、以下「特措法」という。）に基づいて、国、地方公共団体等によって進められるべきものとされている。

具体的には、除染等の措置等（特措法25条～42条）については、環境大臣は、事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の要件に該当する地域を「除染特別地域」として指定することができるものとしている（特措法25条1項）。

そして、環境大臣は、「除染特別区域」にあつては、当該区域内の除染等の措置等の実施に係る特別地域内除染実施計画を定めなければならない（同28条1項）、国は、「除染特別区域」について、特別地域内除染実施計画に従って、

除染等の措置等を実施しなければならないものとされ（同30条1項），国が除染等の措置等の実施主体となることが法令上定められている。

避難指示区域内に所在する11市町村（本準備書面の第3，1で掲げた11市町村）は，いずれも避難指示区域内の「除染特別地域」に指定されており，国直轄による除染の対象区域となっているところ，これらの市町村における除染の進捗状況（平成28年8月26日時点）の概略は，以下のとおりである（乙D共109参照）。

#### （1）避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象とした除染実施

避難指示区域内の除染については，早期に避難指示解除を実現する観点から，避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象として先行して実施されている。

#### （2）除染等工事の発注率

平成28年7月31日の時点において，避難指示区域内の除染等工事の発注率（除染対象面積等に対して契約済みの除染等工事の対象となっている面積等が占める割合。ただし，原則として帰還困難区域は含まない。）は，対象となる11市町村の全てにおいて，宅地・農地・森林・道路のいずれにおいても，100パーセントとなっている。

#### （3）面的除染の実施が終了した市町村等

##### ア 田村市

平成25年6月に面的除染が終了し，避難指示解除準備区域は平成26年4月1日に，避難指示が解除されている。

##### イ 川内村

平成26年3月に面的除染が終了し，避難指示解除準備区域は平成26

年10月1日に、旧居住制限区域（平成26年10月1日に避難指示解除準備区域に見直された。）は平成28年6月14日に、避難指示が解除されている。

ウ 檜葉町

平成26年3月に面的除染が終了し、平成27年9月5日に避難指示が解除されている。

エ 大熊町

平成26年3月に帰還困難区域を除く区域の面的除染が終了している。

オ 葛尾村

平成27年12月に帰還困難区域を除く区域の面的除染が終了し、平成28年6月12日に帰還困難区域を除き避難指示が解除されている。

カ 川俣町

平成27年12月に面的除染が終了している（平成27年9月の豪雨災害で被災した農地の一部等を除く。）。

キ 双葉町

平成28年3月に帰還困難区域を除く区域の面的除染が終了している。

ク 常磐自動車道

平成25年6月に除染完了し、平成27年3月1日に全線開通している。

(4) 宅地等の除染が終了した市町村

平成28年7月31日時点において、田村市、檜葉町、川内村、大熊町、葛尾村及び双葉町においては、宅地、農地、森林及び道路のいずれの除染も実施率は100パーセントである。また、これら以外にも、飯舘村、富岡町、川俣町においては、宅地の除染の実施率は100パーセントである（乙D共109）。

## (5) 小括

以上のとおり、平成28年7月31日の時点でみても、避難指示区域内の除染（ただし、帰還困難区域を除く。）については着実に進展し、進捗しているものといえることができる。

## 2 除染で取り除いた土壌等の処理の流れ

### (1) 仮置場での保管

除染等の工事によって取り除いた土壌、汚泥、草木等については、フレキシブルコンテナや大型土のう等に詰めた上で、市町村の協力を得て決定した場所（仮置場）において3年程度一時的に保管することが予定されている。

この仮置場では、汚染土壌等を詰めたフレキシブルコンテナ等は、水を通さない層（防水シート）の上に置かれ、さらに、その上部を防水シート等で覆うことにより、土壌等の飛散・流出を防ぐとともに、雨水等の流入と地下水の汚染を防止するものとされている。また、フレキシブルコンテナ等は、汚染されていない山砂等を入れた遮蔽土のうで囲む等の方法によって放射線が遮られ（厚さ30センチメートルの土で覆うと、約98パーセントの放射線を遮蔽することができるとされている。乙D共112の4頁）、これらの安全対策を通じて、保管場所の敷地境界での放射線量を周辺と同程度まで下げるものとされている。

さらに、仮置場は、居住地域からの距離を十分に確保した上で、柵等を設置し、人が誤って仮置場に近づかないような対策が講じられる。

仮置場への設置後は、定期的に敷地境界での空間線量率や地下水の放射性物質濃度の測定が行われ、異常が発見された場合には原因を究明の上、速やかに補修等の対策が講じられるものとされている。

汚染土壌等は、このように仮置場で3年程度安全に保管された後、中間貯蔵施設に搬入されて、減容化等が行われた上で、安全に保管され、30年以

内に県外の最終処分施設へ搬出される予定である。また、仮置場の跡地においては、汚染が残っていないことが確認される（以上、乙D共110～112）。

## （2）除染現場での保管

除染により生じた汚染土壌等について、仮置場等の搬出先が決まるまでの間、一時的に除染現場での保管が行われることがあり（現場保管）、このような場合にも、以下のとおりの安全確保のための措置が講じられるものとされている（乙D共113）。

ア 取り除いた土等をフレキシブルコンテナ等の容器に入れる。

イ フレキシブルコンテナ等を置く場所を整え、防水シート等を敷いて現場保管場所を準備する。

ウ フレキシブルコンテナ等を現場保管場所に設置し、土で覆うなどの遮蔽措置を採ったり、遮水シートで覆ってシートの端を留めるなどの措置を採り（ただし、フレキシブルコンテナ等の容器に防水性がある場合は防水シートを使用しないことがある。）、空間線量率を測定して安全の確認を行う。

エ 仮置場等の搬出先が決まった場合には、搬出し、現場を元の状態に戻す。

## （3）仮置場等での保管状況

国による除染の対象となる除染特別地域内における仮置場その他の一時保管場所を含めた保管場所（仮置場等）の箇所数等は、平成28年7月31日時点で271箇所になっている。このような仮置場等からは、保管物を仮設焼却施設に搬入して減容化した上で、中間貯蔵施設に搬入されるものもあれば、直接、中間貯蔵施設に搬入されるものもある（以上、乙D共114）。

### 3 中間貯蔵施設

中間貯蔵施設とは、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵する施設として、本件原発を取り囲む形で、国が主体となって、大熊町・双葉町に整備される施設である（乙D共115）。

これまで、本格的な施設の整備や輸送に先立ち、除染土壌等を一時的に保管するための保管場（ストックヤード）の整備、輸送手段の効率性の確認等を行うパイロット輸送が行われているところであり、ストックヤードの第1弾工事（大熊町・双葉町でそれぞれ約3万平方メートルの施設規模）は平成27年6月末で完了し、第2弾工事（大熊町で約2万平方メートル、双葉町で約3万平方メートルの施設規模）も、平成28年3月末の完了を予定していた。

パイロット輸送は、本格的な輸送に先立ち、輸送手段の安全性の確認等を行うために行われ、約1年間行われ平成28年3月に終了した。これを踏まえて、平成28年度より段階的に本格輸送が開始されている。また、平成28年度より本格的な施設の整備に着手し、順次、現在の保管場への搬入から本格的な施設への搬入に移行していく予定である。

なお、平成27年3月より、ストックヤードへのフレキシブルコンテナ等の搬入が開始されており、平成28年9月14日時点で、大熊町のストックヤードには合計1万3276立方メートル、双葉町のストックヤードには合計1万3469立方メートルのフレキシブルコンテナ等が搬入完了または搬入中となっている（乙D共116）。

## 第8 空間放射線量の状況

上記第7で述べたような除染への取組も踏まえて、避難指示区域内の空間放射線量も低減している。

政府による航空機モニタリングによる空間線量率測定調査の結果について、平成23年11月5日時点とその約2年後である平成25年11月19日時点のデータを比較すると、測定範囲全体の平均的な線量率は約50パーセント減少している状況にあり（乙D共87の2の9頁）、空間放射線量は時間の経過に伴い着実に低減していることが窺われる。

また、避難指示区域内の各自治体の空間線量率測定値についても、福島民報紙において福島県内各地の日々の測定結果が掲載されており、広く住民にも情報提供がなされており（乙D共117）、日常的に住民はかかる情報を入手できる状況にあったものといえることができる。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト/時（年間1ミリシーベルトの被ばくに相当する0.19マイクロシーベルト/時に大地等からの放射線量である0.04マイクロシーベルト/時を加算したもの）、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト/時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト/時となる。

#### ア 大熊町

大熊町（駅前地区集会所）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト/時、乙D共118の1の1ないし5頁）。



測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	—
平成24年10月31日	—
平成25年4月30日	—
平成25年10月31日	—
平成26年4月30日	3.74
平成26年10月31日	3.33
平成27年4月30日	3.43
平成27年10月31日	3.03
平成28年4月30日	2.81

イ 富岡町

富岡町(旧富岡町役場)における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している(単位はマイクロシーベルト/時、乙D共118の2の1ないし9頁)。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	3.89
平成24年10月31日	3.18
平成25年4月30日	2.60
平成25年10月31日	2.17

平成26年4月30日	1.51
平成26年10月31日	0.53
平成27年4月30日	0.46
平成27年10月31日	0.39
平成28年4月30日	0.36

ウ 双葉町

双葉町（双葉体育館）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト/時、乙D共118の3の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	6.11
平成24年10月31日	4.99
平成25年4月30日	4.41
平成25年10月31日	3.68
平成26年4月30日	3.14
平成26年10月31日	2.81
平成27年4月30日	2.68
平成27年10月31日	2.49
平成28年4月30日	2.20

エ 浪江町

浪江町（浪江町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト／時、乙D共118の4の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.19
平成24年10月31日	0.16
平成25年4月30日	0.14
平成25年10月31日	0.13
平成26年4月30日	0.12
平成26年10月31日	0.11
平成27年4月30日	0.10
平成27年10月31日	0.09
平成28年4月30日	0.08

オ 葛尾村

葛尾村（葛尾村役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト／時、乙D共118の5の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—

平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.40
平成24年10月31日	0.28
平成25年4月30日	0.28
平成25年10月31日	0.24
平成26年4月30日	0.23
平成26年10月31日	0.26
平成27年4月30日	0.21
平成27年10月31日	0.19
平成28年4月30日	0.17

カ 飯舘村

飯舘村（飯舘村役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト/時、乙D共118の6の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.94
平成24年10月31日	0.79
平成25年4月30日	0.73
平成25年10月31日	0.65
平成26年4月30日	0.54
平成26年10月31日	0.46

平成27年4月30日	0.40
平成27年10月31日	0.40
平成28年4月30日	0.35

キ 川俣町

川俣町（川俣町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト／時、乙D共118の7の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.24
平成24年10月31日	0.23
平成25年4月30日	0.20
平成25年10月31日	0.19
平成26年4月30日	0.19
平成26年10月31日	0.16
平成27年4月30日	0.13
平成27年10月31日	0.12
平成28年4月30日	0.11

ク 南相馬市（小高区）

南相馬市（小高区役所）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト／時、乙D共118の8の1ないし9頁）。

し9頁)。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.22
平成24年10月31日	0.15
平成25年4月30日	0.13
平成25年10月31日	0.12
平成26年4月30日	0.11
平成26年10月31日	0.10
平成27年4月30日	0.09
平成27年10月31日	0.08
平成28年4月30日	0.07

ケ 川内村

川内村(川内村役場)における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している(単位はマイクロシーベルト/時、乙D共118の9の1ないし9頁)。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.14
平成24年10月31日	0.13

平成25年4月30日	0.10
平成25年10月31日	0.09
平成26年4月30日	0.09
平成26年10月31日	0.10
平成27年4月30日	0.08
平成27年10月31日	0.08
平成28年4月30日	0.08

コ 田村市

田村市（平成24年4月から平成25年10月は田村市役所駐車場，平成26年4月及び同年10月は田村市役所，平成27年4月以降は田村市図書館（旧田村市役所））における空間線量率の測定結果は，以下のとおり，推移している（単位はマイクロシーベルト／時，乙D共118の10の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.13
平成24年10月31日	0.11
平成25年4月30日	0.10
平成25年10月31日	0.09
平成26年4月30日	0.08
平成26年10月31日	0.08
平成27年4月30日	0.08

平成27年10月31日	0.07
平成28年4月30日	0.07

サ 檜葉町

檜葉町（檜葉町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり、推移している（単位はマイクロシーベルト／時、乙D共118の11の1ないし9頁）。

測定日	測定値
平成23年4月30日	—
平成23年10月31日	—
平成24年4月30日	0.28
平成24年10月31日	0.23
平成25年4月30日	0.20
平成25年10月31日	0.18
平成26年4月30日	0.16
平成26年10月31日	0.13
平成27年4月30日	0.12
平成27年10月31日	0.10
平成28年4月30日	0.10

以上のとおりであり、政府による避難指示の目安となる放射線量が年間2.0ミリシーベルト（時間換算で3.8マイクロシーベルト／時に相当）であることを踏まえても、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を中心として、避難指示区域内においても、空間放射線量は大きく低減している状況にある。



## 第9 各自治体における復興計画

本件事故後における除染の進展等の状況の変化を踏まえながら、避難指示区域に指定された自治体においても、復旧・復興に向けての計画を策定して復興への取組を始めている。

各自治体ごとに復興計画には特色があるが、復興の拠点となる地区等を定めて、住民の帰還ができるように、働く環境・住める環境を整備するための各種の施策が構想されるとともに、農業の再生、コミュニティの再生、企業の誘致、研究機能の集積等の様々な観点からの地域利用の計画等についてのまちづくりプランが定められている（避難指示区域内の各自治体が定めた復興計画等については、乙D共119～127参照）。

以上